

議案第129号

令和元年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算」の名称を「令和元年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算」に、年度表示については、「平成31年度」を「令和元年度」と読み替えるものとし、「平成32年度」以降も同様とする。

令和元年度川崎市の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ754,545千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,983,457千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年 9 月 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

第 1 表 歳 入 歳 出

予 算 補 正

歳 入

款	項
4 繰越金	
	1 繰越金
歳入合計	

補正前の額	補正額	計
千円 2	千円 754,545	千円 754,547
2	754,545	754,547
15,228,912	754,545	15,983,457

歳 出

款	項
2 後期高齢者医療広域連合納付金	
	1 後期高齢者医療広域連合納付金
3 諸支出金	
	1 償還金及び還付加算金
歳出合計	

補正前の額	補正額	計
千円 15,024,840	千円 754,325	千円 15,779,165
15,024,840	754,325	15,779,165
35,755	220	35,975
35,755	220	35,975
15,228,912	754,545	15,983,457